国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案(概要)

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業(以下「事務等」という。)の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及 び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されること を旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

(1)制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域(当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。)を包括するもの(以下「特定広域連合」という。)並びに北海道及び沖縄県(以下「特定広域連合等」という。)とする。

(2) 移讓対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、当該特定 広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、①の事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに当該事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、①の事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映するよう努めなければならない。
- ④ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2 の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な 方針(以下「事務等移譲基本方針」という。)を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
- 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
- ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施 すべき施策に関する基本的な方針
- ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
- 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置に

ついての計画

・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画(以下「事務等移譲計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。(特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。)
- ② 特定広域連合等は、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府 県及び市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該都道府県及び市町村の意向 を事務等移譲計画に反映するよう努めなければならない。
- ③ 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。
- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- 移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域(特定広域連合にあっては、 これを組織する都道府県の区域を合わせた区域)内において設定する区域(以下「実 施区域」という。)
- ・事務等移譲計画の目標
- 特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
- ・移譲事務等の実施体制に関する事項として政令で定めるもの
- ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合 を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移 譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項

箬

- ④ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。
- 事務等移譲基本方針に適合するものであること。

- ・特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又 は当該管轄区域と3(1)の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区 域と一致するものであること。
- ⑤ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について 規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合 において、当該行政機関の長は、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行う こととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとい う基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。
- ⑥ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
- ② 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑧ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の 取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置す ることにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消す ことができる。
- ⑨ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定 広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過 措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関す る措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関 する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めると ころにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲され るものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当

該特定広域連合等の長に対する国の関与(同意、許可、認可又は承認、指示、特定 広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対し て具体的かつ個別的に関わる行為(相反する利害を有する者の間の利害の調整を目 的としてされる裁定その他の行為(その双方を名宛人とするものに限る。)及び審 査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。) をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに 限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。)を 政令で定めることができる。

③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
- ・予算を調製しようとするとき。
- ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
- ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変 更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災

その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

① 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が 設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合にお いて、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要 であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置 を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1)職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた ときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等 が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2)財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

- ① 認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。)は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。
- ② 政府は、この法律の施行後1年を経過した場合において、事務等移譲計画の認定

の申請の状況等を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、 この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの とする。